

## 指定管理者制度 導入判定基準 チェックシート

【施設名：丹波市立自然体験宿泊施設】

| チェック項目      | 判定項目                             | 判定の視点   | 判定 |   | 所管課意見  |
|-------------|----------------------------------|---|----|---|--|
| チェック1       | 市が管理運営すべき施設か？                    | ①公の施設として管理運営すべき施設である。<br>(公共施設としての必要性がある。)                | ○  | ○ | 本施設は、長きにわたり自然学校などを通じて、こどもたちの学びや体験を育んできた施設であるとともに、地域経済活性化の起爆剤とする施設であるため、市が管理運営すべき施設である。             |
|             |                                  | ②公平性や公益性が極めて高い等の理由や本市の施策上の制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。         | ○  |   |  |
|             |                                  | ③法令の制約及び業務の専門性・特殊性から特段制限がなく、指定管理者制度の導入が可能である。             | ○  |   |  |
| チェック2       | 指定管理者制度の導入により、施設の安定性・継続性が確保できるか？ | ①同種のサービスを提供している民間事業者等が存在する。                               | ○  | ○ | 自然学校やスポーツ合宿は、他の自治体においても指定管理者による運営が行われており、民間事業者によるノウハウの活用がサービス向上や施設の魅力向上に資するため、施設の安定性や継続性が確保できる。    |
|             |                                  | ②他の自治体において導入している実績がある場合など対象サービスを安定的・継続的に提供できる民間事業者等が存在する。 | ○  |   |  |
|             |                                  | ③民間事業者等に任すことで、利用ニーズにあったサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。    | ○  |   |  |
| チェック3       | 指定管理者制度の導入により、費用対効果が確保できるか？      | ①民間事業者等の有するノウハウの活用や創意工夫によりコスト削減が図れる。                      | ○  | ○ | 指定管理者制度を導入することで、民間事業者の維持管理や運営に関するノウハウや創意工夫、スピード感のある運営により10年間の独立採算が確保されることから、市が直接管理運営するより、費用対効果が高い。 |
|             |                                  | ②市が直接管理運営する場合と同等の費用であってもより大きい効果が見込まれる。                    | ○  |   |  |
|             |                                  | ③税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行うことができる。                           | ○  |   |  |
| 指定管理者制度導入判定 |                                  | (委員コメント)<br>指定管理者制度の導入が適当と認める                             | ○  |   | (見直し等の場合、時期について記載)   |

### 【判定基準】

- ：判定の視点について、基準を満たしている。
- △：判定の視点について、基準に近いが、改善の余地がある。
- ×：判定の視点について、基準を全く満たしていない。